

野田市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第58号

野田市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

野田市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金交付要綱（平成29年野田市告示第175号）の一部を次のように改正する。

別表の備考を次のように改める。

備考

- 1 交付基準額の算定の対象となる保育士は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 保育士として1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上勤務する者又はこれに準ずる者として市長が認める者であること。
 - (2) 処遇改善事業により給与の引上げを受ける者であること。
 - (3) 施設等を運営する法人若しくは個人事業主に雇用される者（施設長又は非正規雇用されている者を含む。）であって当該施設等に勤務するもの又は当該施設等を運営する法人の役員等若しくは個人事業主であって保育士としての業務を兼ねて当該施設等に勤務するものであること（派遣職員等の施設等を運営する法人又は個人事業主が直接雇用しない者は対象外とする。）。
- 2 「1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上」の判断に当たっては、次の基準によるものとする。
 - (1) 賃金は支給しているものの勤務実績がない者（育児休業をしている者等）は対象外とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、給与、賃金等が支給される有給休暇は、当該休暇日を勤務した日とみなす。
 - (3) 勤務時間又は勤務日の割り振り等により、1日当たり6時間以上又は1月当たり20日以上勤務しない場合であっても、1月当たり120時間以上勤務する場合は対象とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。